

**著作権法における応用美術の保護のあり方**  
**—TRIPP TRAPP 控訴審判決・ファッションショー事件控訴審判決の**  
**影響を踏まえて—**

鈴木和人

応用美術とは、実用に供され、産業上利用される美的な創作物とされる。応用美術に関して主に争点となるのは、一品制作ではない、大量に生産される応用美術が、「美術の著作物」として著作権法で保護されるかという問題である。応用美術の問題について従前の裁判例では、純粋美術同視説を採用することでほぼ確立していたといえる。そんな中 TRIPP TRAPP 控訴審判決（知財高判平成 27・4・14 判例時報 2267 号 91 頁）は、この純粋美術同視説を否定し、付加的要件不要説を初めて採用した。しかし、その 8 か月前のファッションショー事件控訴審判決（知財高判平成 26・8・28 判時 2238 号 91 頁）では、別の考え方の純粋美術同視説（分離可能性論的解釈）が採用されていた。

本稿は、TRIPP TRAPP 事件・ファッションショー事件の各知財高裁判決を取り上げ、従来の学説における位置づけを検討し、米国の著作権法における応用美術の保護判断基準に関する議論を参照したうえで、今後の著作権法における応用美術の扱われ方がどうあるべきかを考察した。

応用美術に関する学説は①峻別説、②純粋美術同視説、③付加的要件不要説に分けられる。①は一品制作の美術工芸品に限り保護を認める立場である。②は純粋美術と同視できるような美的鑑賞性を有するものについて、美術の著作物として著作物性を認める立場である。しかし、何をもって純粋美術と同視可能とするかの基準は 2 つある。1 つめは高い創作性や芸術性を要求する段階理論的解釈、2 つめは実用部分との分離が可能であり、かつ、実用部分以外に創作性が認められれば、著作物として保護するとする分離可能性論的解釈である。③は応用美術についても通常の著作物と同様に著作物性の判断を行うべきとする立場である。

TRIPP TRAPP 控訴審判決は、争点となった椅子の著作物性について、椅子のつくりの特徴があるとして著作物性を肯定した。しかし類似性の判断により侵害については否定した。またファッションショー事件控訴審判決では、化粧やスタイリング、衣服・アクセサリ等の著作物性が応用美術の問題として取り上げられ、実用目的のための構成と分離して、美的鑑賞の対象となり得る美的特性を備えた部分を把握できるものではないとして、著作物性が否定された。

結論を述べると、本稿では分離可能性論的解釈が妥当であるとの立場をとる。そのため分離可能性論的解釈が従来から採用されてきている米国の議論の状況を参照した。日本では、裁判例において分離可能性論的解釈が採用されたとしても、具体的な分離可能性の基準までは明示されていない。一方、米国では、分離可能性の判断基準について、裁判例や学説により活発に議論がなされ、様々な基準が主張されてきたが、未だに、どのような基準を持って判断すべきか、議論が収束しているとはいえない。

本稿が分離可能性論的解釈を支持する理由は、著作権法が応用美術において考慮すべきは、機能の独占を避けるという点であり、分離可能性論的解釈をとることにより、実用的機能と結びついたデザインの保護を否定することができるからである。また、いかに優れたデザインであろうとも実用から切り離せない創作物は、文化の範囲に属するとはいえないため、著作権法で保護すべきでないからである。

ただし、米国の議論状況に鑑みると、分離可能性論的解釈を採用したからといって応用美術の問題が全て片づけられるわけではない。今後、分離可能性の具体的な判断基準について、さらなる検討を行う必要がある。今後も著作権法における応用美術の保護の問題について議論が重ねられることを期待したい。

（指導教員 村井麻衣子）